



# 新かがわ 多文化共生推進プラン

第1章～第4章

## 1 策定の背景と趣旨

### (1) 策定の背景

我が国に在留する外国人には永住者、技能実習、留学などのさまざまな在留資格の方が含まれ、多文化共生に関する計画である『外国人住民とともに香川づくり推進計画』が初めて策定された平成19（2007）年末の2,152,973人（総人口の約1.69%）から令和2（2020）年末の2,887,116人（総人口の約2.30%）へと、約1.3倍までに増加しています。

この間、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などの影響により日本への入国者数は一時的に減少した局面はあったものの、今後も外国人住民が増加する傾向は続くものと思われます。

また、香川県内における在留外国人数も、令和2（2020）年末現在で14,174人と、平成19（2007）年末現在の8,708人と比較すると約1.6倍に増加しています。この間の香川県の人口減少により、在住する外国人の割合は平成19（2007）年末時点には0.87%であったのが、令和2（2020）年末には約1.49%となり、県民1,000人当たり約15人が在留外国人となっています。

一方、国際社会に目を転じますと、平成27（2015）年9月に行われた国連総会において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標」（SDGs）が全会一致で採択されました。政府は、令和12（2030）年までにSDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」（平成28（2016）年12月22日SDGs推進本部決定、令和元（2019）年12月20日改定）において、国籍、性別、年齢、障害の有無などの異なる多様な人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしています。

こうした中、従来の外国人支援の観点を超えて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくような多文化共生の地域づくりの推進のため、さまざまな施策が実施されてきました。

本県でも、かがわ多文化共生推進プランに基づき、情報の多言語化や日本語・日本社会に関する学習を進めるコミュニケーション支援、居住、教育、労働環境、医療、保健、福祉などの生活支援、防災知識の普及啓発、災害時の多言語情報提供などの防災面における支援など、さまざまな施策を進めてきました。

近年、日本各地で頻発する地震、台風、記録的な大雨、洪水などの自然災害により防災意識が高まる中、外国人住民を災害弱者としないための取組みとして、県と公益財団法人香川県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という）は、令和2（2020）年に大規模災害発生時に外国人住民を円滑に支援する香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定を締結しました。また、県は、外国人住民を対象とした防災訓練やボランティアなどを対象とした災害時外国

人支援ボランティア研修を実施するなど、幅広く外国人住民を含めた防災対策に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大する中、各国で水際対策措置が講じられ国際的な人の往来が制約されています。国内では、政府が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24（2012）年法律第31号）に基づく緊急事態宣言を発出する状況もありました。こうした中、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可するなどの在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生の支援などを関係省庁と連携して行っています。本県でも、新型コロナウイルス感染症に関する情報を多言語で発信するなど新型コロナウイルス感染症への支援策を実施しています。

これまで、「地域における多文化共生」を、「国際交流」や「国際協力」と並ぶ重要な施策として捉え、活力ある地域の国際化を推進してまいりましたが、今後、外国人住民を含む多様な人々の積極的な参画による地域活性化という新たな観点を取り入れながら、さらなる多文化共生社会の実現に取り組む必要があります。

※外国人の数は、「在留外国人数」（法務省：令和2（2020）年12月末時点）に掲載されている統計値を使用した。

## （2）策定の趣旨

総務省は、平成18（2006）年3月に、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化など、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

そのため、国においては、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめ、以後順次改訂を行い、外国人の受入れと共生社会づくりに取り組んできました。

こうした状況を踏まえ、令和2（2020）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、多様性と包摂性のある社会の実現によるポストコロナ時代の「新たな日常」の構築、地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保などについて述べられています。

そこで、本プランでは、外国人住民の支援という観点に加え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促すという観点も取り入れました。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」（SDGs）においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」というキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされていますので、この観点を取り入れた内容としています。

以上のことを踏まえ、本プランでは、本県におけるこれまでの多文化共生施策の現状を整理・分析し、ポストコロナ時代の「新たな日常」の構築に向け、かがわ多文化共生推進プラン（仮称）策定委員会での議論を踏まえながら、幅広い分野における多文化共生に向けた基本的な考え方や具体的な施策を掲げました。

## 2 プランの位置づけ

令和3（2021）年度からの新たな香川づくりの指針としての「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画を上位計画とし、県政モニター調査や県内在住の外国人住民に対するアンケート調査およびその分析を経て策定するものです。

具体的には、同計画に掲げた施策を、県内の外国人住民の実態に合わせて、総合的に進めていくための基本的な考え方と県、市町、国際交流協会などが実施主体となる具体的な施策を示すものです。

「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画

（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

第6章 施策体系

基本方針 2 新しい流れをつくる香川

分野 (12) 外国人材の受入れ支援・共生推進

施策 41 外国人との共生推進

〔取組みの方向〕

1 外国人住民とともに暮らす香川づくり

## 3 プランの期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。